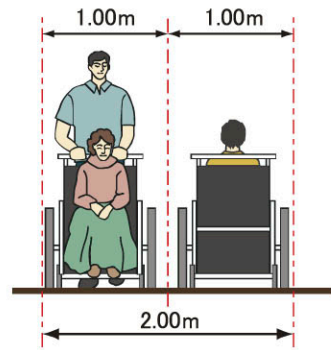


道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

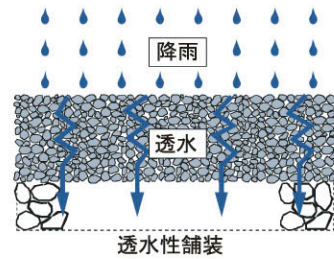
■ 歩道有効幅員

・歩道の有効幅員は2m以上確保する。



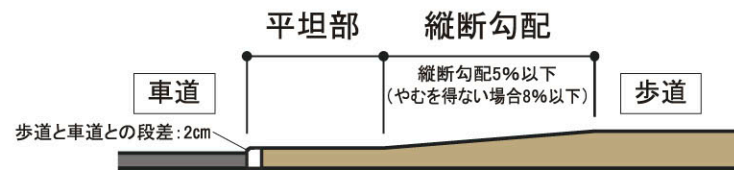
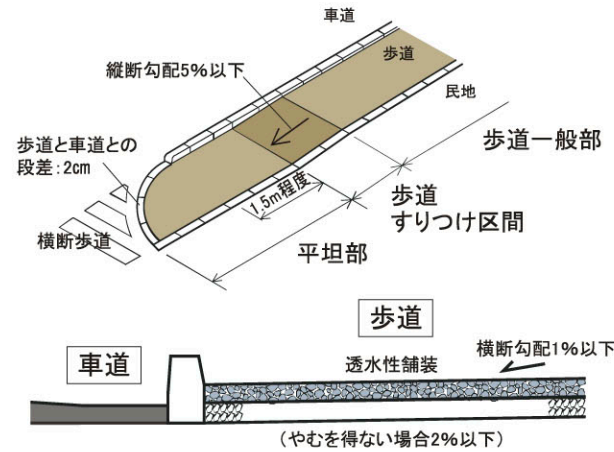
■ 舗装材

・歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
 ・歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

・横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
 ・横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
 ・歩道の縦断勾配を5%以下とする。
 ・歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

・視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。
 (周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
 ・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
 ・区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

● 道路特定事業計画の推進にあたって

すべての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 横浜市戸塚区戸塚土木事務所
 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町2974-1 電話:045-881-1621 FAX:045-862-3501
 横浜市道路局道路部施設課
 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-6527
 ホームページ: <http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/index.html>

横浜市 戸塚駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー新法)が施行されました。
 これを受け、横浜市では、戸塚区の中心に位置し、業務、商業、文化機能が集積する都市拠点として位置づけられ、行政、福祉、商業施設が集積している戸塚駅周辺地区を対象とした「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成20年5月に策定しました。
 戸塚区と道路局では、この基本構想の実現に向け、「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

生活関連施設(駅等の旅客施設、官公庁、福祉施設、その他の施設)を結ぶ経路を生活関連経路といい、「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連経路(A)」と「生活関連経路(B)」が定められています。

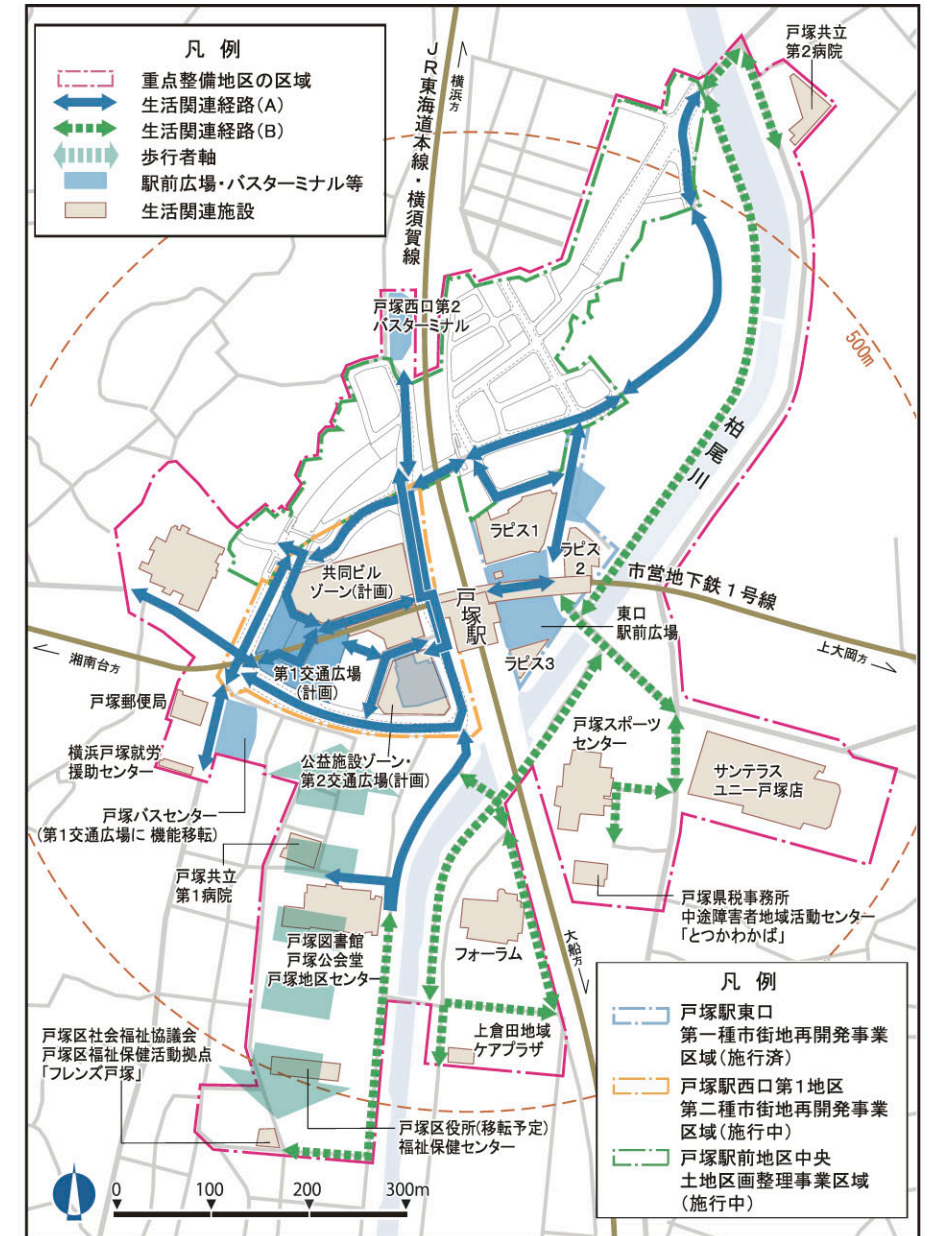
生活関連経路(A)

- ・生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準に沿った整備を実施する経路
- ・現時点において、横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者・障害者等の円滑な移動等に特に支障のない経路

生活関連経路(B)

- ・生活関連経路のうち、経路の道路機能・役割及び市街化の状況や地形の状況等の制約条件を考慮し、法に基づく移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、積極的に準用することにより、バリアフリー化に向けた整備を実施する経路

※重点整備地区とは:
 生活関連施設の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区。



① 道路特定事業の整備方針

- 目標年次.....原則として、平成22年までに整備を実施します。なお、他事業等との関連により平成23年以降となる経路もあります。
- 整備レベルの設定.....地域特性や周辺沿道状況を考慮して、全面的又は部分的な改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。
- 整備基準.....「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

② 道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

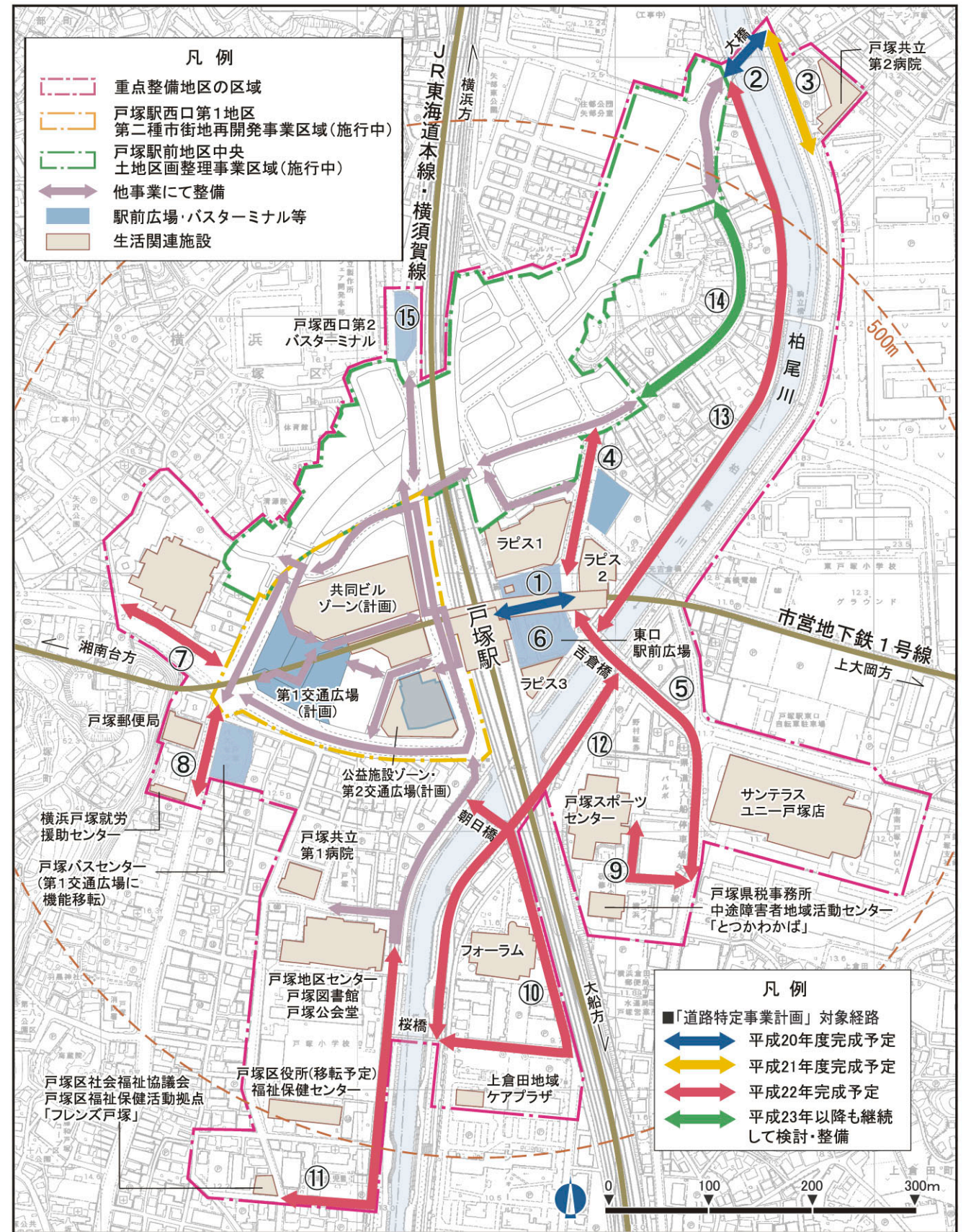
- ① 個別経路の事業計画
- ② 道路特定事業計画の対象経路
- その他の取り組み内容

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

① 個別経路の事業計画

事業路線・箇所	事業内容と事業量										事業実施 予定期間 (年度)	事業実施に際して 配慮すべき重要事項		
	経路 種別	歩行 空間の 確保	道路構造の改修				視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修		部分 敷設	交差点部等 の				
			歩道の 拡幅	勾配の 改修	舗装の 改修	排水施設 の改修	連続 敷設	経路 誘導の						
経路名 事業区間	事業延長 m	生活関連経路(A) 生活関連経路(B)	m	箇所	m ²	箇所	m	m	箇所	箇所	H20	H21	H22	...
① 駅東口ペDESTリアンデッキ JR戸塚駅～県道大船停車場矢部	50	●					30	70						
② 国道1号(大踏切～大橋) 大橋右岸側～吉田大橋交差点	80	●	100	5	190	4			6	4				
③ 戸塚共立第2病院前 吉田大橋交差点～戸塚共立第2病院	90	●		2	10	2				2				
④ (都)上永谷戸塚線 駅東口広場出口交差点～駅東口入口交差点	140	●	10	12	300	9	80		3	7				
⑤ 県道大船停車場矢部 駅東口広場出口交差点～戸塚県税事務所入口	290	●		20	960	17	250		9	9				
⑥ 東口駅前広場 JR戸塚駅～県道大船停車場矢部	140	●					20	20		2				
⑦ 主要地方道横浜伊勢原(長後街道) バスセンター前交差点から西側	120	●		3	170	2	10			2				
⑧ 国道1号(都)柏尾戸塚線 バスセンター前交差点～横浜戸塚就労援助センター	100	●					30							
⑨ 戸塚スポーツセンター前 戸塚県税事務所入口～戸塚スポーツセンター	110	●		2	10	1	40	40	2					
⑩ 朝日橋～上倉田ケアプラザ前	450	●	160	3	460	2	70	5	5	1				
⑪ 柏尾川プロムナード 戸塚地区センター～フレンズ戸塚	340	●			250					10				河川管理者との協議が必要
⑫ 柏尾川プロムナード (左岸)吉倉橋～桜橋	410	●								17				河川管理者との協議が必要
⑬ 柏尾川プロムナード (右岸)大橋～吉倉橋	590	●								12				河川管理者との協議が必要
⑭ 国道1号(大踏切～大橋) 国道1号土地区画整理事業外区間	240	●												戸塚駅前地区中央土地区画整理事業とあわせて整備(H26事業完了予定)
⑮ 戸塚西口第2バスターミナル	60	●		2	10	1	50	2						戸塚駅前地区中央土地区画整理事業とあわせて整備(H26事業完了予定)

② 道路特定事業計画の対象経路



● その他の取り組み内容

- 「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。道路管理者として取り組む内容について以下に示します。
- ・市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取り組みについて情報提供を行います。
 - ・移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。
 - ・案内サインについては、基本構想等をふまえ、横浜市で全体計画を作成します。各事業者と調整し、道路上の案内サインについて設置を行っていきます。